

## 別表 1-1 (ワンストップ相談窓口の設置) 【既存】

市町村が実施する創業支援等事業 (丸森町)

創業支援等事業の目標
<p>丸森町商工観光課に創業支援担当窓口を置くとともに、町の委託事業により町内の空き施設等にビジネスサポートセンターを新たに設置し、ワンストップ相談窓口を設ける。</p> <p>平成27年から起業支援を行っており、本計画に基づく過去5年間の支援対象者数は年平均40人、創業者数3人である。よって、これを基準として今後も創業支援等事業を実施する。</p> <p>(目標数)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・創業支援対象者数40人 創業者数3人</li></ul>
創業支援等事業の内容及び実施方法
<p>(1) 創業支援等事業の内容</p> <p>&lt;相談窓口&gt;</p> <p>町商工観光課に創業支援担当窓口を置くとともに、町の委託事業により町内に専門家を配置したビジネスサポートセンターを開設して、相談内容に応じて支援事業の情報提供やビジネススクールへの参加促進を行い、適切な支援機関の窓口や支援事業、町の担当部署などにつなぐワンストップ相談窓口を設ける。</p> <p>&lt;創業に必要な要素と各連携機関が担う役割&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. ターゲット市場の見つけ方 ビジネスサポートセンターが連携し市場ニーズを把握し、情報提供する。</li><li>2. ビジネスモデルの構築の仕方 ビジネスサポートセンターが顧客、ニーズへの対応、採算性についてアドバイスを実施するとともに、町が創業に向けた支援を図る。</li><li>3. 売れる商品・サービスの作り方 ビジネスサポートセンターが、商品・サービスに対するアドバイスや事業者連携のためのマッチング支援を行う。</li><li>4. 適切な価格の設定と効果的な販売方法について ビジネスサポートセンターが、販路開拓のためのマッチング支援を行う。</li><li>5. 資金調達 空き店舗等活用・承継事業(別紙1-2)の要件を満たす者には、町が補助金を交付するほか、ビジネスサポートセンターが、資金調達へのアドバイスや金融支援を町内金融機関や日本政策金融公庫と連携して行う。また、書類作成の補助、補助金等の申請書の作成支援を行うとともに、県や町が公的制度融資や利子補給を行う。</li><li>6. 事業計画書の作成 ビジネスサポートセンターが、事業計画書の策定について町内金融機関と連携してアドバイスを行う。</li><li>7. 許認可、手続き ビジネスサポートセンターが、創業手続き・許認可についてアドバイス、関係機関への連絡を行う。</li><li>8. コア事業の事業展開の可能性や関連事業への拡大可能性 町及びビジネスサポートセンターが、創業後の事業展開や新分野への進出可能性等について継続的にアドバイスを行う。</li></ol> <p>&lt;創業支援機関との連携&gt;</p> <p>創業支援機関が支援を行った創業希望者等の情報に対しては、創業希望者の同意を得</p>

つつ、守秘義務に十分配慮しながら、丸森町が創業支援カルテとして整理し管理する。カルテには、製品、販路、販売方法、資金調達、人材等、創業希望者がどのような支援を望んでおり、どういったノウハウが不足しているか分かるようにし、適切な機関に誘導し、創業実現まで関係機関がハンズオンで支援できるようにする。

<特定創業支援等事業について>

町は、創業支援等事業者が1か月以上にわたり開催する「ビジネススクール（別表2-1）」、「創業支援セミナー（別表2-2）」を受講し、「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」の4つの知識を身に付けた者について「特定創業支援等事業」を受けた者とし、町が証明書を発行する。

<各事業の共通事項について>

- ・本創業支援等事業計画の全体の進捗状況を町が把握することとし、創業希望者・創業者に対するアンケート調査により常に体制を改善していくこととする。
- ・特定創業支援等事業を実施し、証明書の発行を受けた創業支援対象者に対しては、その後の創業の有無や事業進捗等を電話、メール等にて確認する。
- ・創業後についても、町とビジネスサポートセンターとが連携してフォローアップを行い、適切な支援を行っていくとともに、成功事例については、町の広報誌やホームページへの掲載、プレスリリース等により広くPRする。
- ・公序良俗を害する恐れのある事業を行う創業者に対しては、創業支援サービスを行わない。各連携機関もこの方針を徹底する。

(2) 創業支援等事業の実施方法

- ・丸森町商工観光課に担当窓口を設置するとともに、町の委託事業により町内に専門家を配置したビジネスサポートセンターを設置してワンストップ相談窓口とする。また、関係機関とも連携のうえ、窓口設置のパンフレットを作り、連携機関の窓口それぞれ配架し、幅広く創業者の目に届くようにする。また、町広報誌に加えて、特設WEBサイトを立ち上げるとともに、プロモーション動画を作成して配信するなどして、相談窓口設置等を広くPRしていくこととする。
- ・必要な予算については、町が手当することとする。
- ・各連携支援機関が支援を行った創業希望者等の情報に対しては、個人情報保護に配慮しつつ、丸森町が一元管理を行い、名簿や集計表の作成を行い、創業支援カルテを作成し、関係機関と共有を図る。
- ・関係機関との連携を密にするため、必要に応じて関係機関担当者の連絡会議を開催し、各機関の活動状況、改善点について情報共有を行う。

計画期間

平成27年4月1日～令和8年3月31日  
変更箇所については令和6年12月25日～令和8年3月31日

**別表 1-2 (空き店舗等活用創業者への補助) 【既存】**

市町村が実施する創業支援等事業 (丸森町)

創業支援等事業の目標
<p>空き店舗等活用・承継事業に対して補助を行うことにより、創業実現と創業後の経営安定化を支援する。</p> <p>本計画に基づく令和4年度の実績は、支援対象者数4人、創業者数3人である。これを基準として、今後も創業支援等事業を実施する。</p> <p>(目標数)</p> <p>・創業支援対象者数4人 創業者数3人</p>
創業支援等事業の内容及び実施方法
<p>(1) 創業支援等事業の内容</p> <p>町では、創業支援等事業として、空き店舗等活用・承継事業に対して補助を実施することにより、創業時の設備投資等の負担軽減を図る。</p> <p><b>【対象補助】</b> 空き店舗等活用・承継事業補助金</p> <p><b>【対象者】</b></p> <p>①町内の商業活動を中止した、もしくは商業活動の休止が見込まれる店舗、又は空き家を活用すること。 ②開業者が同一店舗で開業する最初の事業であること。 ③開業者が町内に住所を有するか、又は町内に住所を有する者を雇用すること。 ④開業者が事業を営むにあたっての一定の経験等を有していること。 ⑤統計法第2条第9項に規定する統計基準として定められた日本標準産業分類に掲げる産業のうち、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の適用を受ける事業でないこと。 ⑥丸森町暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団及びその構成員が行う事業でないこと。 ⑦開業者が納付すべき市町村税の滞納をしていないこと。 ⑧開業後3年以上継続して営業又は運営する事業であること。 ⑨週4日以上かつ1日につき5時間以上営業又は運営する事業であること。 ⑩開業者が丸森町商工会の会員に加入しているか、又は会員となる資格を有した段階で速やかに加入する意思を持っていること。 ⑪事業計画書の作成にあたって、丸森町商工会もしくは丸森町認定連携創業支援等事業者と協議を行うこと。</p> <p><b>【補助対象経費】</b> 空き店舗等の改装費及び器械設備費とし、1事業50万円以上のものとする。</p> <p><b>【補助金額】</b></p> <p>・基本補助金 空き店舗等の改装費及び器械設備費 限度額100万円 ※空き店舗等の改装費及び器械設備費に要する費用の3分の1以内の額。 (国、県、その他機関の補助事業の対象となった経費は対象外)</p> <p>・加算補助金 町内業者の施工による加算 限度額50万円 ※算定した基本補助金額の2分の1以内の額。 (改装・機械設備の施工を行う事業者が、主たる事務所を町内に有する場合に加算)</p>

(2) 創業支援等事業の実施方法

町商工観光課に窓口を設置し、随時、相談や申請受付の対応を行う。

また、周知チラシ等を作成して窓口や、新たに設置するビジネスサポートセンター内に置くほか、町ホームページなどWEBを活用して当該制度の周知徹底を図る。

計画期間

平成27年4月1日～令和8年3月31日

変更箇所については令和5年6月24日～令和8年3月31日

### 別表 1-3 (新たに起業する者への補助) 【新規】

市町村が実施する創業支援等事業 (丸森町)

創業支援等事業の目標
<p>起業を促進し、新たな仕事づくりと産業の活性化を図るため、町内で新たに起業する者に対し支援を行う。</p> <p>本事業はビジネススクールを受講した者を対象としており、ビジネススクールの創業者目標数の2人を基準として、今後も創業支援等事業を実施する。</p> <p>(目標数)</p> <p>・創業支援対象者数2人 創業者数2人</p>
創業支援等事業の内容及び実施方法
<p>(1) 創業支援等事業の内容</p> <p>町では、創業支援等事業として、起業を促進し、新たな仕事づくりと産業の活性化を図るため、町内で新たに起業する者に対し、その起業に要する経費の補助を実施することにより、創業時の負担軽減を図る。</p> <p><b>【対象補助】</b> 丸森町起業チャレンジ補助金</p> <p><b>【対象者】</b> 町内において申請年度内に起業をしている者又は起業を予定している者であって、次のいずれにも該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"><li>①町内に住所を有する者又は申請年度内に町内に住所を異動する者</li><li>②町主催のビジネススクールを受講した者</li><li>③丸森町地域おこし協力隊活動費等補助金交付要綱(平成30年丸森町告示第92号)による補助金の交付対象者でない者</li><li>④町税等の滞納がない者</li><li>⑤許認可等を必要とする業種の起業にあつては、既に当該許認可等を受けており、又は申請年度内に受けようとしている者</li><li>⑥補助金の交付を受けてから3年以上町内で事業を継続する意思のある者</li><li>⑦丸森町暴力団排除条例(平成25年丸森町条例第10号)第2条第2号に規定する暴力団及びその構成員でない者</li></ol> <p><b>【補助対象経費】</b> 起業に要する旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費、負担金、備品購入費、その他町長が認める経費とする。</p> <p><b>【補助金額】</b> 補助対象経費の2分の1以内(千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)とし、補助上限額は、50万円とする。</p> <p>(2) 創業支援等事業の実施方法</p> <p>町商工観光課に窓口を設置し、随時、相談や申請受付の対応を行う。</p> <p>また、周知チラシ等を作成して窓口や、ビジネスサポートセンター内に置くほか、町ホームページなどWEBを活用して当該制度の周知徹底を図る。</p>
計画期間
令和6年12月25日～令和8年3月31日

**別表 2-1 (ビジネススクール) 【既存・特定創業支援等事業】**

市町村以外の者が実施する創業支援等事業 (マメムギモリノナカ)

実施する者の概要
(1) 氏名又は名称 マメムギモリノナカ
(2) 住所 宮城県伊具郡丸森町字町西25 CULASTA内
(3) 代表者の氏名 山下久美
(4) 連絡先 TEL: 0224-51-8188 担当者: 山下久美
創業支援等事業の目標
<ul style="list-style-type: none"><li>・ビジネススクールは、創業希望者の経営基礎を修得する機会として開設する。</li><li>・平成27年からビジネススクールを開設しており、本計画に基づく過去5年間の支援対象者数は年平均7人、創業者数2人である。よって、これを基準として今後も創業支援等事業を実施する。</li><li>・受講終了後もフォローすることにより創業実現まで支援を行うこととし、2人の創業を目指す。</li></ul> (目標数) <ul style="list-style-type: none"><li>・創業支援対象者数7人 創業者数2人</li></ul>
創業支援等事業の内容及び実施方法
(1) 創業支援等事業の内容 ＜ビジネススクール＞【既存・特定創業支援等事業】 創業希望者を対象とする複数人向けビジネススクールを年1回(全6コマ、1コマ90分)と個別対応ビジネススクール(随時)を実施する。 受講終了後も丸森町商工会の指導員やビジネスサポートセンターがフォローすることとし、金融機関とも連携しながら支援を行う。 複数人向けビジネススクールは、1か月以上に渡り、以下のテーマについて専門家の講義を実施する。 個別対応ビジネススクールは、複数人向けビジネススクールで必要な知識を身に着けることができなかった方の希望に応じて講義を実施する。 ビジネススクールを4回以上受講し、4つの知識(経営、財務、人材育成、販路開拓)全てを身につけた者を「特定創業支援等事業」を受けた者とする。  「ビジネススクール」(案) ①複数人向けビジネススクール <ul style="list-style-type: none"><li>・マーケティング【経営】【販路開拓】</li><li>・ビジネスアイデアの出し方【経営】【販路開拓】</li><li>・組織マネジメント基礎【経営】【人材育成】</li><li>・アカウンティング基礎【経営】【財務】</li><li>・資金調達基礎【財務】</li><li>・先輩起業家講演【経営】【人材育成】</li></ul> ※【 】は身に付く知識

② 個別対応ビジネススクール

- ・【経営】【販路開拓】【人材育成】【財務】のいずれかに関する個別講義

(2) 創業支援等事業の実施方法

- ・ビジネスサポートセンター内又は町の会議室を会場に実施することとし、会場準備、機材の準備等をはじめ、カリキュラムの策定、講師選定をマメムギモリノナカが行う。ビジネスサポートセンターの特設WEBサイトで施策のPRを行う。
- ・卒業生については、県などの公的融資制度、町の空き店舗等活用・承継事業の補助制度を紹介、積極的に活用してもらうこととし、連絡会議において、事業の進捗、その後の状況など情報共有を行う。
- ・特定創業支援等事業の資格を満たした者については、氏名、住所、連絡先、受講内容、受講日等を記載した名簿を作成し、個人情報の取り扱いの了解を得て、事業終了後直ちに町に提出する。
- ・名簿の管理については、個人情報保護法等を遵守する。

計画期間

平成27年5月20日～令和8年3月31日

変更箇所については令和5年6月24日～令和8年3月31日

※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書の発行については、改正法第12回認定日以降の申請が対象となる。

**別表 2—2（創業支援セミナー）【既存・特定創業支援等事業】**

市町村以外の者が実施する創業支援等事業（角田市商工会）

実施する者の概要
<p>(1) 氏名又は名称 角田市商工会</p> <p>(2) 住所 宮城県角田市角田字大坊34番地2</p> <p>(3) 代表者の氏名 会長 加藤泰彦</p> <p>(4) 連絡先 TEL 0224-62-1242 FAX 0224-62-0727 担当者 角田市商工会 主査 清水 優汰</p>
創業支援等事業の目標
<p>角田市や各支援事業者と連携を図り、創業希望者等を対象に創業支援セミナーを実施し、創業の実現を促す。</p> <p>本支援事業を積極的に実施及び周知し、年間延べ10人以上の参加者を集め、創業者数1人を目標とする。</p> <p>(目標数) 創業支援対象者数10人、創業者数1人</p>
創業支援等事業の内容及び実施方法
<p>(1) 創業支援等事業の内容 ＜創業支援セミナー＞【特定創業支援等事業】 角田市や各支援機関と連携し、創業支援に精通した専門家や実際に創業した起業家を招き、講演会形式のセミナーを年1回（全5コマ）開催する。開催時期は概ね10月～11月で、以下のテーマについて実施する。講義のうち、経営、財務、人材育成、販路開拓の4つの知識が身につく☆のついての講義を全て受講し、全体の8割以上に出席した者を「特定創業支援等事業」を受けた者とする。また、セミナー後に個別相談会を実施し、創業の事業計画や資金計画作成等の支援を行う。</p> <p>「創業支援セミナー」（案）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業構想【委託業者】〈経営〉☆</li> <li>・収支計画、資金繰り【委託業者】〈財務〉☆</li> <li>・人を雇用する際のルール【委託業者】〈人材育成〉☆</li> <li>・マーケティング、ビジネスプラン【委託業者】〈販路開拓〉☆</li> </ul> <p>※【 】は予定される講師の所属等</p> <p>(2) 創業支援等事業の実施方法 角田市内の施設において無料の創業セミナーを開催する。セミナー終了後、税理士、中小企業診断士、社会保険労務士等の専門家や(株)日本政策金融公庫など、各支援機関の担当者による個別相談会を開催する。創業セミナーについては、角田市、角田市商工会の広報紙・ホームページへの掲載、パンフレットの配布等により、市内の創業希望者等に対する広報を行う。</p> <p>各支援機関と連携して、セミナー受講者のうち希望する者に対して、事業計画書等の作成支援を行い、創業の実現を目指す。特定創業支援等事業を受けた者としての資格を満たした者については、個人情報の取り扱いの了解を得て、氏名、住所、連絡先、受講内容、受講日等を記載した名簿を作成する。また、名簿の管理については、個人情報保護法等を遵守する。</p>

計画期間

令和6年12月25日～令和8年3月31日

※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書の発行については、改正法第14回認定日以降の申請が対象となる。